



わたしが次の世代に伝えたいかまくら
「古都の佇まい寿福寺参道」
撮影者：渡辺 修

2月定例会開催

平成18年度予算を可決 一般会計予算は、本会議最終日に小差で可決

2月定例会の動き

- 4名の議員が一般質問を行う……2面
- 意見書1件を可決……2面
- 決議1件を可決……2面
- 新年度予算を可決……3面
- 議決した議案……6面
- 陳情1件を採択……6面

6月定例会は6月7日(水)
に開会予定です

写真を募集しています！

応募資格が変わりました

「かまくら議会だより」の1面に掲載する写真を募集しています！

応募資格：市内在住、在勤問わず、どなたでもご応募できます。(ただし個人に限ります)

メインテーマ：「わたしが次の世代に伝えたいかまくら」
応募方法などについては、議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

電話 0467(23)3000 内線2448

主な議案の議決結果

議 案	議決 結果	会 派 名						
		民 主	共 産	ネ ット	同 志	公 明	改 革	自 民 無 所 属
平成17年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
平成18年度鎌倉市一般会計予算	可決	▲	●	●	○	○	▲	●
平成18年度鎌倉市下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業の各特別会計予算	可決	○	●	○	○	○	○	○
平成18年度大船駅東口市街地再開発事業、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業の各特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	可決	○	○	○	○	○	○	○
鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		○賛成 ●反対 ▲一部反対						

《各会派の所属議員は次のとおりです》（○印は代表者）

民 主（民主党鎌倉市議会議員団）：○岡田 和則、助川 邦男、中村聡一郎、渡邊 隆
久坂くにえ、山田 直人、早稲田夕季
共 産（日本共産党鎌倉市議会議員団）：○吉岡 和江、赤松 正博、小田嶋敏浩、高野 洋一
ネット（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）：○森川 千鶴、三輪裕美子、石川 寿美、萩原 栄枝
同 志（鎌倉同志会）：○野村 修平、白倉 重治、伊東 正博、前川 綾子
公 明（公明党鎌倉市議会議員団）：○大石 和久、藤田 紀子、納所 輝次
改 革（改革鎌倉）：○松尾 崇、原 桂
自 民（自由民主党鎌倉市議会議員団）：○本田 達也、高橋 浩司
無所属：千 一、松中 健治

【会派とは】議会内で基本的に同じ政策（市政に対する考え方、意見など）を持つ議員の集団をいいます。本市議会では、代表質問を行ったり議会運営委員会の委員となる、いわゆる議会運営上の交渉会派は所属議員2人以上としています。

一般質問

2月定例会では4名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いました。ここではその一部を掲載しました。

※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは6月上旬発行予定の本会議録を図書館など、またはインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくらGreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、[会議録検索システム](#)をクリックしてください。

千	一	「障害者自立支援法の問題点と対策について」「鎌倉市地域生活支援センター『とらいむ』の時間延長について」「車道からみて高い歩道について」「鎌倉中央図書館の、誰もが乗れるエレベーターの設置について」「障害者の、バス、ミニバス、乗り合いタクシーの無料パス配布について」「災害時、弱者対策について」
吉岡	和江	「深沢のまちづくりについて」
高橋	浩司	「道路行政について」
高野	洋一	「教育行政について」

道路の安全対策について

今定例会で行われた一般質問の中から、子供の安全の視点にたった通学路と、誰もが安心して通行できる歩道の整備についての内容を抜粋しました。

【通学路の安全】

質問：平成四年・五年の二カ年で、全市の小学校の通学路にあるブロック塀が建築基準法にかなったつくりになっているかどうかを調査したことがあった。調査の観点は高さが違反していないか、鉄筋が基準通りに入っているかどうかなどで、対象になるブロック塀が四千三百十三件あり、そのうち建築基準法違反が確認

できたのは三千九百五十カ所あった。また、違法ではないが、やや危険という所が百八十四カ所、安全を確認したのが百七十九カ所あった。その後、違反のお宅には文書をもって是正命令、是正勧告をしているが、全然改善がされていない。平成十五年に総合防災課が中心となり、学校教育課、建築指導課三者の協議会を作ったが、学校側として、平成十五年に三者協議会を設置以降、どのような対応をしてきているか。

部長：教育委員会は、平成十五年度に関係各課と調整会議を開き、関係課から危険なブロッ

ク塀が具体的に通学路沿いのどこにあるかといった資料を受け、通学路沿いの危険なブロック塀を地図化し、校長会を通じ、通学路を点検する際に活用するように周知をはかった。全体的には市内で約四千近く危険な所があり、これを避けて通学路を変更するといったことは困難だ。教育委員会としては通学路の変更とか、そういうことではなく、基本的に児童・生徒の安全を守るという観点から、危険な所のブロック塀の是正について関係機関に指導するよう要請したいと考えている。また、各学校での避難訓練の中で、地震時は避けて通るようにとか、安全な場所に避難するようにと徹底したい。

質問：小学校区ごとに危険なブロック塀を見ると、一番多いのは第一小学校で、当時六百四十二カ所あったが、その後改善されたのが百四十三カ所あり、やや危険な四十五カ所を合わせるとまだ五百五十カ所ぐらいは危険な状態が続いている。そういう、年々改善されているブロック塀の確認作業は行っているか。

部長：確認作業は、情報提供として受けて確認した後、通学路をどうするかということも検討している。徐々に改善はされているが、なかなか通学路の変更まで至っていないのが実情だ。ブロック塀を避けて通学路を変更した場合、歩道があれば一番安全だが、歩道がない所をまた通学路にすると、交通事故の問題が出てくる。また、防災のほかに不審者対策、防犯上の安全対策の問題もあり、通学路の変更は難しい。ただ、児童の安全を守るということは、非常に重要なことなので、危険なブロック塀がなくなるように関係部局に積極的に働きかけていきたい。

議会を傍聴してみませんか

本会議をはじめ、各常任委員会・特別委員会等は公開されており、誰でも傍聴することができます。傍聴は市議会活動に触れ、市政の方針などを知る最も身近な方法です。

本会議の傍聴

傍聴を希望される方は、本会議当日に、市役所議会棟入口にある守衛室までおいでください。先着順に傍聴券を交付します。

各常任委員会・特別委員会等の傍聴

傍聴を希望される方は、委員会当日に議会事務局で受け付けをしてください。なお、席に限りがありますので先着順になります。

当日の審査内容や審査する順番は委員会の冒頭で確認され、午前10時過ぎに議会事務局前に掲示されます。(審査の進行状況も、この掲示する審査日程に書き込まれます)

※詳しくは議会事務局まで、電話でお問い合わせください。

【歩道の整備】

質問：現在工事中の小袋谷新道などは、歩道と車道の間にほとんど段差もなく、波も打っていないが、鎌倉市役所前を横切る市役所通り鎌倉市道〇二七―〇〇〇号線の常盤辺りは、歩道と車道に段差があり、車いすの片方のタイヤが脱輪し転倒してしまった。歩道があるところは、車いすの方、ベビーカーの方も、子供たちも、高齢で歩きにくい方も、安全で快適に通行できる道にしてみたいが、どうか。

部長：危険度が高いブロック塀については、鉄筋が全く入っていない塀だとか、鉄筋のピッチがどのくらいの間隔になっているかという危険の度合いまでは把握していない。しかし、危険の度合いがどの程度かということについては、詳細な箇所について地図上に落とすような作業も必要と思うので、関係部局と協議する必要は考えている。

質問：市役所通りは、歩道に接する通路や、住宅などへの車両乗り入れ部分があるため、波打ち状態になっており、歩行者の方には歩きにくい形状になっていることは認識している。今後、現状調査を行い、構造の基準、沿道の土地利用の状況等を考慮しながら、改善に向けた取り組みの検討を進めていきたいと考えている。

可決した決議

議会は3月23日の本会議において、多数の賛成により、次の決議を行いました。

石渡市長に対する問責決議

去る平成17年12月9日付で神奈川県開発審査会により、昨年3月に許可処分を行った鎌倉市岡本二丁目7番1ほか3筆の土地における開発行為が、接道条件を満たしていないという理由で違法な処分とされ、開発許可取り消しの裁決が行われた。処分庁である鎌倉市長が、法を犯すことは断じてあってはならない行為であり、この責任は重大であるため、昨年12月議会において、今後、開発審査会の裁決を真摯に受けとめ、かかる過ちを再び繰り返すことのないよう、猛省を促し、問責決議を行ったところである。

しかし、その後の鎌倉市の対応を見ると、開発審査会の裁決を真摯に受けとめるところか、全く逆の対応になっており誠に遺憾である。

当初、市は、平成18年2月6日に、事業者から鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例第28条2項に基づく開発事業変更協議申出書が提出され、改めて、事業者が関係各課と協議を行い、協議が調い次第、開発事業に関する変更協定書を締結する、と説明していた。

しかし、その後、この説明とは別に、事業者から同条例第29条2項に基づく開発事業等変更申請書を受理し、平成18年2月27日付で関係各課に開発事業等適合審査の依頼を行っていることが明らかになった。このことは、所管委員会である建設常任委員会に報告されておらず、議会・市民に対する重大な背信行為であると同時に、申請を受理した時点で、同条に違反する重大な行為である。

そればかりでなく、3月14日の予算特別委員会・理事者質疑において、市長は、事業者が提出した同条例28条2項及び29条2項に基づく申請は、それぞれ同条2項ただし書きの軽微な変更であるため、同条例に基づく申請行為ではなく、様式は軽微な変更を判断するために代用したものであると答弁した。行政が、市民・相手方から正規の様式による申請行為を受理したにもかかわらず、その後、条例に定められた手続を行わないことは、申請行為があった事実をゆがめた明白な条例違反であり、直ちに是正すべき重大な行為である。

市長は、開発審査会による開発許可取り消しの裁決を重く受けとめると表明しながら、実際の手続で、同条例上、本来、許可処分の枠内で行うべき軽微な変更としたことは重大な誤りである。しかも、軽微な変更の扱いと事業者の申請行為との間に矛盾が生じると、今度は、申請様式を代用したなどと強弁する市長の姿勢は、議会・市民を愚弄したものであり、決して許されるものではない。

よって、鎌倉市議会は、処分庁である石渡市長に対し、ここに責任を問うものである。

以上、決議する。
平成18年3月23日

鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として神奈川県知事に送付しました。

遺伝子組み換え作物の栽培規制に関する意見書

日本の食糧は家畜の飼料から、しょうゆ、豆腐の原料に至るまで海外依存度が高く、食を取り巻く環境は、BSE（牛海綿状脳症）の発生や日本では許可されていない残留農薬の検出等、安全面からさまざまな問題を引き起こしており、安全な農産の推進が強く求められている。

こうした中、県内の自治体においては、屋外実験栽培による遺伝子組み換え稲の花粉の飛散が周囲の稲との交雑等を心配する地元住民の強い反対を受け、計画を中止する事例が発生している。また、遺伝子組み換え作物の種子のこぼれ落ちによる自生も大きな問題となっており、農業従事者や消費者の不安や疑問が解消されない状況となっている。

よって神奈川県におかれては、都市農業推進条例に定める新鮮で安全・安心な食料等の安定供給、地産地消の推進、農業資源の維持・確保等の理念に基づき、今後、策定される指針において、遺伝子組み換え作物の栽培規制を盛り込むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年2月23日

鎌倉市議会

平成18年度予算を可決

特別委員会では否決

本会議では一票差で可決・成立

二月二十三日の本会議において、市長から平成十八年度の市政運営に対する所信と施策の概要の説明が行われ、一般会計予算など十六議案が提出されました。

二月二十三日の本会議において、市長から平成十八年度の市政運営に対する所信と施策の概要の説明が行われ、一般会計予算など十六議案が提出されました。

課題・施策について、その優先度や緊急度などに着目し、慎重な審査を行いました。

【予算等審査特別委員会では、一般会計予算を否決】

特別委員会では、「第三次鎌倉市総合計画第二期基本計画前期実施計画」の実施計画期間に、特に積極的に取り組む重点施策である「少子高齢化対策の推進」、「安全安心まちづくり対策の充実」、「拠点整備の推進」に留意しながら、都市基盤を整備しつつ、安心して暮らせる環境づくりに取り組み、子どもが元気に育つ、美しい鎌倉を創造していくとする「元氣な鎌倉創造予算」の内容はどのようなものなのか「第三次鎌倉市総合計画第二期基本計画前期実施計画」の初年度として、限られた財源の中で、前期実施計画に位置づけられた諸事業を初め、市民生活に密着した事業や重点的かつ政策的な

特別委員会は、十八日未明に採決を行い、一般会計予算を賛成少数により否決。下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業特別会計予算を多数の賛成により可決。大船駅東口市街地再開発事業、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業特別会計を総員の賛成により可決し、審査を終了しました。

【本会議で一般会計予算を可決】

三月二十三日の本会議において、特別委員会における審査結果が委員長から報告され、各党派から新年度予算関連議案に対する討論（※文末参照）が行われました。討論は、吉岡和江議員（共産、前川綾子議員同志、高橋浩司議員（自民、納所輝次議員（公明、森川千鶴議員（ネット）、千一議員（無所属）が行いました。

その後採決を行い、特別委員会では一般会計予算は否決でしたが、本会議では賛成多数で可決されました。その他、下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業特別会計予算を多数の賛成により可決。大船駅東口市街地再開発事業、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業特別会計予算を総員の賛成により、特別委員会の結果と同様に可決しました。

※討論：議題となっている案件について、採決の前に賛否の意見を表明すること。



平成18年度鎌倉市一般会計予算の採決風景（本会議）

平成18年度の主な事業

第三次鎌倉市総合計画第二期基本計画前期実施計画の平成十八年度における主な重点事業のうち、●は新規事業、○は継続事業で新規取り組みがあるものを指します。

少子高齢化対策の推進

【子ども一般に係る事業】

- 幼稚園就園支援事業の推進
- 小児医療費の助成
- 【保育に係る事業】
- 第三子の保育料の無料化
- 【児童・生徒に係る事業】
- 不登校・ひきこもりの対策
- 学校図書館の充実
- 特別支援教育の推進
- 子ども会館・子どもの家の整備（七里ガ浜小学校区）

高齢者に係る事業

- 高齢者活動サービスの充実
- 介護サービス利用者の支援

- 介護老人福祉施設の整備（稲村ガ崎四丁目、市営今泉住宅跡地、県立大船工業技術高等学校跡地）
- 【市民の健康に係る事業】
- （仮称）保健医療福祉センターの機能の見直しと建設準備
- 地域健康づくり事業の推進
- 食育事業計画の作成と実施
- 二十歳からの成人健診事業の充実
- 生活習慣病の予防
- 休日急患歯科診療所の開設

安全安心まちづくり対策の充実

- 【防災事業】
- 災害情報伝達体制の充実
- 浸水・低地排水への対策（坂本町）
- 学校施設の耐震診断・補強
- 消防署所の総合的整備・充実
- 救急業務の高度化の推進
- 【危機管理・防犯事業】
- （仮称）国民保護計画の策定
- 防犯アドバイザーの設置
- 学校の安全対策

拠点整備の推進

- 【鎌倉地域】
- 鎌倉駅周辺地区の整備（古都中心市街地まちづくり構想）
- 公衆トイレの整備（鎌倉地域）
- 街区公園の整備（材木座）
- 電線類の地中化（小町通り）
- 【腰越地域】
- 腰越漁港の改修整備
- 【深沢地域】
- 野村総研跡地における文化・教養施設等の整備
- 夫婦池公園の整備
- 【大船地域】
- 生活道路の整備（小袋谷・線橋）
- 北鎌倉駅周辺のまちづくり
- 鎌倉中央公園拡大大区域（台峯）の整備

主要事業

- 【障害児者に係る事業】
- 障害者生活支援施設の確保
- 障害者地域作業所等への支援

平成18年度予算総括表（歳出）

（単位：千円、％）

会 計 名		平成18年度当初予算額	平成17年度当初予算額	比 較	伸び率
一 般 会 計		54,338,000	53,586,000	752,000	1.4
特 別 会 計	下 水 道 事 業	9,499,200	9,056,700	442,500	4.9
	大船駅東口市街地再開発事業	314,200	353,300	△39,100	△11.1
	国民健康保険事業	16,136,400	13,725,900	2,410,500	17.6
	老人保健医療事業	16,009,300	16,105,100	△95,800	△0.6
	公共用地先行取得事業	821,600	828,500	△6,900	△0.8
	介護保険事業	9,701,800	9,672,900	28,900	0.3
	特 別 会 計 合 計	52,482,500	49,742,400	2,740,100	5.5
総 合 計		106,820,500	103,328,400	3,492,100	3.4

平成18年度一般会計予算目的別内訳

（単位：千円、％）

区 分	平成18年度当初予算額	
	金 額	構成比
5 議 会 費	417,210	0.8
10 総 務 費	7,288,134	13.4
15 民 生 費	14,182,366	26.1
20 衛 生 費	5,754,175	10.6
25 労 働 費	498,166	0.9
30 農 林 水 産 業 費	138,423	0.3
35 商 工 費	442,997	0.8
40 観 光 費	257,297	0.5
45 土 木 費	11,646,491	21.4
50 消 防 費	2,790,576	5.1
55 教 育 費	5,033,893	9.3
60 公 債 費	4,838,272	8.9
65 諸 支 出 金	1,000,000	1.8
70 予 備 費	50,000	0.1
合 計	54,338,000	100.0

- 障害児放課後・余暇支援事業の推進
- 発達障害児者への支援
- 【こみの資源化・まち美化に係る事業】
- 災害時の廃棄物処理システムの構築
- 広域化計画の推進（生ごみ資源化施設建設）
- 【世界遺産登録に係る事業】
- 国指定史跡永福寺跡の環境整備
- （仮称）自治基本条例の制定
- （仮称）男女共同参画推進条例の制定・運用
- 国際親善交流の推進
- 住居表示の実施（手広地区）
- 情報セキュリティ対策
- 【市民サービスの向上に係る事業】
- コールセンター運営事業
- 窓口業務の土曜日開庁
- スポーツ施設の月曜開館
- 【その他】

各派代表質問行われる

二月二十八日、翌三月一日の本会議で、平成十八年度予算議案に対する各派代表質問が行われました。各派の質問者、主な質問項目は次のとおりです。（代表質問順に掲載しています）

改革鎌倉（松尾崇議員）

- 行財政改革について
- 子育て支援について
- まちづくり諸問題について

日本共産党鎌倉市議会議員団（吉岡和江議員）

- 財政問題（市税収入など）について
- 市民の健康づくりについて
- 子育て支援について
- 世界遺産登録とまちづくり

自由民主党鎌倉市議会議員団（本田達也議員）

- 郷土愛について
- 行財政改革について
- ・学校給食ミニ拠点方式採用を！
- ・ろうきんによる住宅ローン金利補助の廃止を！

鎌倉同志会（前川綾子議員）

- ごみ減量化・資源化について
- 学校施設の改築改修について
- 災害に強いまちづくりについて
- 消防・救急救命について
- バリアフリーのまちづくりについて

公明党鎌倉市議会議員団（納所輝次議員）

- 行財政改革について
- 自治基本条例の制定について
- 福祉総合窓口について
- ごみ処理のあり方について
- 学校図書館について

民主党鎌倉市議会議員団（岡田和則議員）

- 交通行政について
- ごみ広域化について
- 地域コミュニティについて
- 障害者福祉について
- まちづくりについて

神奈川ネットワーク運動・鎌倉（森川千鶴議員）

- 赤字債に依存した財政運営と行財政改革
- 介護保険改正と高齢者福祉
- 保育園待機児対策と子育て支援策
- 障害者自立支援法に伴う諸問題
- 大船マンション問題

新年度予算に対する評価と見解

改革鎌倉

改革鎌倉は、平成十八年度鎌倉市一般会計予算について意見が分かれたましたが、その他の議案については賛成しました。以下、その評価と見解について述べます。

【行財政改革について】

十八年度、鎌倉市は、市民税の増収が見込まれますが、この税収増に頼るだけでなく、行財政改革を更にスピードをあげて進めていき、行政サービスの質の向上に寄与していくことが重要であると考えます。

具体的には、民間委託の促進、収入確保プロジェクトの確実な実施、特殊勤務手当の見直し、技術職員の一号加給の廃止、技能労務職給料の暫定削減措置終了後の引き続きの実施などを要望しました。

【子育て支援について】

『鎌倉は子育てがしやすい』と言われる原因は多岐にわたっていますが、その中でも保育園の待機児童解消に向けて、施設の拡充を要望しました。また、乳幼児に関しては、一時の治療の遅れが致命傷になる可能性が高いことから、小児医療が鎌倉市内で二十四時間受けられる体制作りを要望しました。そして、小児医療費助成制度は、今年度小学校三年生まで所得制限を設けて拡大しました。更に、対象を小学校六年生にまで拡大するよう要望しました。

【まちづくり諸問題について】

最近、開発に関わるトラブルが後を絶ちません。市内において、大規模な開発を狙われやすいのは、第一種中高層住居専用地域で、風致地区にも入っていない地域です。高度地区の設定など、早急な対応を求めました。次に観光について、充実したマーケティングに基づく観光客

新年度予算に対する評価と見解

日本共産党

当議員団は、子育て施策での小児医療費の助成や幼稚園就園奨励費の充実など、積極的側面は評価しつつ、行財政改革や開発行政のあり方など、市政運営において根本的な問題があることから一般会計予算などに反対し、市民憲章を生かした鎌倉市政を確立するよう求めました。

【財政問題（市税収入など）】

今年度の市民税は、約十七億円の増収見込であり、定率減税の縮小だけでも約五億円の増収見込です。一方で、政府の三位一体改革の影響で約一億二千万円が減収となり、財政状況は予断を許さない状況とはいえ、市民の負担増による増収は、教育、福祉など市民生活に還元する施策の実施で応えるべきです。

【行財政改革について】

市長は、第二次職員数適正化計画で、平成二十二年度までに百五十人以上、約一割の職員を削減し、さらに、非常勤職員への置き換えや民営化を進めていく方針です。

本来、市民生活の増進をはかる市役所が率先して、正規雇用を減らしていますが、職員の業務量は増えているのが実態です。そもそも、市役所公的部門は、営利を目的とする民間部門では責任を果たさない公共性を発揮し、市民生活に必要な不可欠な役割を担ってきました。

いま、拝金主義や格差の進行など、社会の現実をみたととき、必要なことは、「官から民へ」ではなく、公的部門としての公共性を発揮するための体制を構築することにあります。同時に、無駄な要素を改め、予防医療の促進、健康増進による医療費の節減を図ることなど、市民本位の行財政改革が必要であること

を強く指摘するものです。

新年度予算に対する評価と見解

自由民主党

◎岡本マンション問題を問う！

自由民主党鎌倉市議会議員団は、平成十八年度一般会計予算案に反対、他の諸議案には賛成しました。一連の予算議会では、行財政改革を中心に市長の政治姿勢に、厳しい注文を付け、とりわけ頭記岡本二丁目マンション開発計画が、県開発審査会に許可取り消しになった問題に対し、その取り組みは、不十分極まりないものであり、その市長の政治姿勢を厳しく批判するものであります。

以下、本件の問題点について言及するものであります。

鎌倉市は平成十七年三月十四日当該マンション計画の許可を下ろしました。しかし、行政財産を計画区域内に取り込む等、不審な点が多々あったため、近隣住民の方々が同年五月十六日、本件開発の違法性を訴え、神奈川県開発審査会に行政不服審査法に基づき許可の取り消しを求め審査請求を提出しました。その後、審査の結果同年十二月九日近隣住民の方々の訴えを認め、当該開発許可を「違法な処分」として許可取り消しの判決を下しました。

【**原状回復を求める議会決議**】
県開発審査会の開発許可取り消しの判決を受け、議会は十二月定例会において石積擁壁の原状回復を求める決議を行いました。「市の公有財産である石積擁壁を取り壊し、道路形状にしても接道要件は満たされない。」ことが許可取り消しの理由になった。ところが、そういう意味から本来この用地は開発できない用地であることが明らかにされました。そのため、速やかに石積擁壁を現状回復し、通行人の安全確保に努めることこそ行政の役目と判断し、原状回復を求める決議

を行いました。

【市長に対する問責決議】

本件開発許可が違法であったことは処分庁である鎌倉市長の責任であり、担当職員をトカゲの尻尾切りのように処分して、ごまかせるのではなく、市長自らの責任であることを十分認識し、再び同じような違法行為を行わないよう責任を問う決議を行いました。

【安全確保の予算つかず】

十二月議会で原状回復を求める決議を行い市長もその決議を重く受け止めるとしながら平成十八年度予算案の中に通行人の安全確保をする最低限の予算すら計上しませんでした。それどころか再び同じような考え方に基づき一般の用に供している歩道をも開発エリアに取り込む計画を認める予定であることが明らかになりました。しかもその手続きは法律や条例を無視して行われており再び、県開発審査会に許可取り消しとなることは確実視される状況であります。

【再び市長に対する問責決議】

一連の予算審査を終え明らかになったことは県開発審査会の判決を真摯に受け止めるとしながら全く逆の対応を行い軽微な変更と決め付け条例違反を行う始末であります。この市長の姿勢は議会・市民を愚弄するものであり、決して許されるものではありません。そこで再び同案件について市長に対する問責決議を行いました。

【市長辞職回避を求める】

このまま同開発計画が再許可され、再び県開発審査会による許可取り消しの判決を受けた場合、市長は直ちに職を辞すべきであります。そのようなことがないよう取り組むことを強く要望します。

新年度予算に対する評価と見解

鎌倉同志会

鎌倉同志会は平成十八年度鎌倉市一般会計予算ほか諸議案についてすべて賛成致しました。引き続き厳しい財政状況の下ではありますが、福祉、教育、防災、街づくりなど市民生活に直結した最重要の議案であり、「子どもの元気な声が聞こえるまちづくり」に向けて、きめ細かな予算配分に考慮した石渡市長の新年度予算を鎌倉同志会は高く評価しています。

【健全な自治体運営を】

これまでの減量型の行政経営だけでなく、新しい時代に求められる施策を生み出しながら、真に必要な施策や事業を選択し、人、もの、金、情報といった経営資源を効率よく配分して、最小の経費で最大の効果をあげていくことが必要です。PDCAのマネジメントサイクルの確立的確な行政評価に基づく施策・事業の選択や見直しを行い、都市競争時代に負けない自治体運営の取り組みを要望しました。

【**野村総合研究所跡地利用について**】平成十四年に寄贈を受けて以来、『自然・歴史・美術』の『複合博物館・市民活動交流館』の具体的構想がほぼまとまり、事業化に向かおうとしています。この施設が完成すると、本市において初めての複合館になります。その意味で市民の関心は高く、大いに期待するものです。アクセスなど利便性に充分配慮し、市民活動交流館の意義も明確にしなが、鎌倉の歴史や美術等を市民や鎌倉を訪れる人々、特に将来鎌倉を支える小中高生にとって鎌倉の歴史・文化を学べる拠点施設としての位置づけになるよう強く要望しました。

【**小児医療費助成制度について**】小児医療費助成制度の所得制

新年度予算に対する評価と見解

公明党

公明党鎌倉市議会議員団は平成十八年度鎌倉市一般会計予算ほかすべての議案に賛成しました。少子高齢化が著しい鎌倉市では、団塊の世代の大量退職を前に解決すべき課題が多く存在します。

【**学校の安全対策について**】池田小の事件を契機に、全国的に学校の安全対策が求められています。本市では、市内公立小学校全校に警備員が配置されることになりましたことを高く評価します。さらに必要な児童生徒の安全性を高める取り組みの強化を強く要望しました。

【**介護老人福祉施設待機者の解消**】介護老人福祉施設への待機者が六百人を超える状況下で、待機者を抱える家族の負担軽減を考え、早急な施設整備を要望しました。

【**少人数指導の充実について**】児童生徒の学力低下の不安が叫ばれる中で、学習の基礎学力を確実に習得できるようにするために、きめ細かな学習指導が必要で、そこで市内の各校で試行し、効果をあげているという少人数指導導入の拡大と充実を要望しました。

【**特別支援教育について**】国は障害をもつ児童生徒の教育を、現在の特別な場で行う特殊教育からLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などの児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援をおこなうために特別支援教育の導入を考えています。本市は特別支援教育の研究指定地域に指定されており、導入に向けてのしつかりとした対応と、支援組織の中心となる教育補助員（介助員・援助員）の配置のさらなる充実を強く要望しました。

【**行財政改革**】本市の財政環境が景気の動向で大きく左右される状況の中、事務事業評価制度の外部評価の導入など、行財政改革推進体制が構築されています。

公明党は、職員定数削減や給与体系の見直しなどの行政のスリム化がなされた後の方向性を示すために、全事務事業を対象に「事務事業仕分け」実施の必要性を主張しました。

【**次世代育成**】平成十八年度からは保育園同時在園の第三子の保育料を無料化するとともに、小児医療については助成対象を小学校三年生まで拡大するなど、育児支援についての積極的な取り組みが盛り込まれました。

公明党は保育園待機児童解消に万全を期すことを要望し、次世代育成推進基本法に基づいて取り組みことを主張しました。

【**学校**】学校図書専門員が本年度から順次配置され、学校図書館の充実を図ろうとする方向性が打ち出されました。今後は、その全校配置を早期に実現し、子供たちの読書活動を積極的に後押ししていくことを要望しました。

また児童の安全確保のため、小学校への学校警備員配置が盛り込まれたことを評価しました。

新年度予算に対する評価と見解

民主党

民主党鎌倉市議会議員団は、平成十八年度鎌倉市一般会計予算については意見が分かれましたが、その他六予算関連議案については賛成しました。

今年度は税制制度改革、各控除の廃止等で歳入増加が一定程度見込まれ、一般会計は約一・四％、額にして、七億五千二百万円が増となります。

【**福祉・保健**】今年度から発達障害を含む障害の相談及び障害の早期発見、早期発達支援について保健、福祉、教育等と連携を図った支援を行う発達支援ネットワークが始まります。将来的にはそれを福祉全体の総合窓口へと発展させていくよう要望しました。

市民の健康づくりでは、若年層の検診を実施し、生活習慣病の予防に努めようとしていることを評価しました。

【**ごみ政策**】ごみ処理広域化計画の推進について、鎌倉市・逗子市・み処理広域化検討協議会が設置されました。鎌倉市は本年度は生ごみ資源化施設について広域施設としての整備に着手するとしています。

【**まちづくり**】大船駅東口再開発事業では都市計画決定手続きの早期開始と着実な推進を期待するとともに、その後の事業計画認可及び権利変換計画認可に早期にとり組み、平成二十五年度竣工の目標を達成するよう要望しました。

また大船駅西口整備計画では、先行整備も含めて、西口周辺の生活しやすい市街地形成の計画策定に着実に取り組むことを要望しました。

【**行政改革**】国民生活の安定と社会経済のさらなる発展のため、公益通報者保護法が十八年四月より施行されます。行政運営においても常に法令を遵守した適正な運営が求められることから、公益通報者保護条例の制定を要望しました。

また、事務事業の評価において、提供する行政サービスを他自治体の同種のサービスと比較した評価指標を設定すること、また各事業を細分化し、作業内容・責任者などを明確にしながら事業を遂行していく手法を取り入れられることを要望しました。

【**広域行政の取り組み**】市民の日常生活・経済活動の拡大に伴い、地方自治体は更なる広域的な視点から各事業において、連携・調整を行っていくことが求められています。

市では逗子市と連携して、ごみ処理広域化計画の推進が決定しました。施設の老朽化が進む中、早期の合意形成・詳細の取り決めに要望しました。

【**福祉について**】母子家庭の約二十五％は無職であり、有職であっても常勤雇用者はそのうちの約四割という実態があります。母子家庭等に対し生活の安定と自立の促進を図るため、雇用機会を確立する生活支援事業の拡充を要望しました。

新年度予算に対する評価と見解

ネットワーク鎌倉

二〇〇六年度予算案は、大船マンション問題等で紛糾し、十四対十三のぎりぎりでの可決となりました。

ネットワーク鎌倉は、大船マンション問題への対応だけでなく、不要な施策のために赤字債に依存せざるを得ない予算案は問題であるとして、反対しました。

【**石渡市政では借金増加の一途**】石渡市長になって以来、臨時財政対策債などのいわゆる赤字債の残高が年々増加し、今年度予算では七十八億五千万円と見込まれています。施設建設や土地の購入といった資産として残る事業のための借金である普通債は必要な場合もありますが、これらの赤字債は資産形成にはつながらず、家計で言えば日々のやりくりが苦しいから借金するのと同じで、現役世代のツケを将来に回すだけのシロモノです。

【**赤字債に頼った財政運営から脱却を**】一昨年、昨年だけでも、赤字債を予定額より二十億円も超過発行するというずさんさもあり、償還には何と二十年もかかります。市政とは数十年先の将来を見据えて運営していくものであり、財政の健全化とは、赤字債に頼らない財政運営です。

市は今年「財政力向上プラン」を改定していますが、その内容もあまりに現実性がなく、実現が危ぶまれます。石渡市政のばらまき施策によって、以前にはなかった借金が増加し、赤字債に依存した財政運営が行なわれていることは大いに問題です。

【**機能しないコールセンターは不要**】市長は、市民から不満が多い電話のたらいまわしを解消する

ために、コールセンターを設置するとしています。これはよくある質問に、土日や夜間を含め、民間に委託して対応しようとするものです。横浜市や横須賀市などで実施されていますが、実際に利用してみたら、ほとんど機能していない実態が明らかになりました。年間三千万円もかけて実施するには、費用対効果の点で問題です。一見聞こえの良い、目新しい施策に飛びつくのではなく、直通電話の拡大や職員の誠実な対応こそが必要であり、機能しないコールセンターの設置は不要です。

【**大船マンション問題で紛糾**】大船マンション開発については、休日診療している歯科医院が市内に十軒以上あるにもかかわらず、二千五百万円もかけて実施することは不要であるとして、予算案に反対しました。

【**大船マンション問題で紛糾**】大船マンション開発については、休日診療している歯科医院が市内に十軒以上あるにもかかわらず、二千五百万円もかけて実施することは不要であるとして、予算案に反対しました。

また、市内に残された斜面緑地を守るためには、斜面地マンションを規制する条例を早期に制定して、抜本的解決を図るべきであると指摘しました。

また、市内に残された斜面緑地を守るためには、斜面地マンションを規制する条例を早期に制定して、抜本的解決を図るべきであると指摘しました。

また、市内に残された斜面緑地を守るためには、斜面地マンションを規制する条例を早期に制定して、抜本的解決を図るべきであると指摘しました。

議決した条例関係議案

二月八日と二十三日の本会議において市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。議会では審議の結果、条例制定議案は多数の賛成により、条例の一部を改正するための議案は総員の賛成により可決しました。

ため、水泳プールを除くスポーツ施設について、現行の毎週月曜日に閉場していたものを、毎月最終月曜日を除き開場とすることに改めるとともに、スポーツ施設予約システムの導入に伴い、使用許可申請団体の事前登録義務を削除するほか、所要の規定及び表現の整備を行うものです。

《新たな条例》

◎鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が昨年九月十七日に施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、武力攻撃を初めとする緊急事態への対処措置を推進するための対策本部の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部に關し必要な事項を定めるものです。

◎鎌倉市国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、国民保護協議会の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護協議会の組織及び運用に關し必要な事項を定めるものです。

◎鎌倉市火災予防条例

火災警報の発令時における火の使用制限に係る規定に、山林、原野等における喫煙の禁止を追加するほか、危険物の規制に關する政令の一部改正に伴い、所要の措置をするものです。

◎鎌倉市スポーツ施設条例

市民の利用機会の拡大を図るため、水泳プールを除くスポーツ施設について、現行の毎週月曜日に閉場していたものを、毎月最終月曜日を除き開場とすることに改めるとともに、スポーツ施設予約システムの導入に伴い、使用許可申請団体の事前登録義務を削除するほか、所要の規定及び表現の整備を行うものです。

◎鎌倉市宮住宅条例

単身入居に係る高齢者の年齢を五十歳から六十歳に引き上げるほか、単身入居が可能な者の範囲を精神障害者、知的障害者及びドメスティックバイオレンス被害者にも拡大し、あわせて規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市都市公園条例

四月一日から十月三十一日まで限り、笛田公園野球場の早朝利用ができる旨の規定を設けるものです。

◎鎌倉市常勤特別職員給与に關する条例及び鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關する条例

新年度予算に關連する議案として、条例の一部を改正するための議案六件と議員提案による条例の一部を改正する議会議案一件が提出されました。

◎鎌倉市介護給付準備基金条例

介護保険法の改正に伴い、地域支援事業が新たに設けられ、本事業における費用に不足が生じたときに、介護給付と同様に当該基金から財源充当ができるようにするものです。

◎鎌倉市介護給付準備基金条例

第一号被保険者の保険料基準額を引き上げるとともに、保険料率の区分を八段階方式にし、十八、十九年度の保険料率の負担を軽減する特例措置を設けるものです。

◎鎌倉市議会政務調査費の交付に關する条例

議員の市政に關する調査研究活動の効果的で弾力的な運用を図るため、交付対象を会派から議員に変更するものです。

◎鎌倉市障害者介護給付費等の支給に關する審査会の委員の定数等を定める条例

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者は、市町村に設置される障害者介護給付費等の支給に關する審査会による判定を経て、障害者程度区分等の認定を受けて新しい障害者サービスの支給決定を受けることになるため、この審査会の委員定数を定めるものです。

◎鎌倉市小児の医療費の助成に關する条例

少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、通院に係る医療費の助成を小学三年生まで、所得制限を設けて拡大するものです。

◎鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に關する条例

障害者自立支援法の施行に伴い、本市に住居登録のない市外の施設に入所している本市の国民健康保険加入者を助成の対象にするものです。

◎鎌倉市国民健康保険条例

障害者自立支援法の施行に伴い、任意給付として支給してきた精神・結核医療付加金を廃止するほか、保険料納付組合に対する奨励金についても廃止するものです。

陳情の議決結果

【採択した陳情】
◇鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画に關する陳情

陳情の要旨は、玉縄二丁目の急傾斜地の宅地造成工事によって引き起こされる土砂崩落の危険を事前に防止し、開発計画と工事全般に關して厳正な審査と指導を行い、工事後も適正な施工がなされるよう定期的点検を願いたいというものです。

市からの説明では、当該急傾斜地の崩落対策工事は平成二年にほぼ完了しており、昨年十月、開発事業者から鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に關する条例に基づく事前相談申請書が提出されましたが、事業計画地の一部に急傾斜地崩壊危険区域を含んでいることから、神奈川県藤沢土木事務所への協議を指示したところ「崩落対策工事はすでに完了し、宅地造成予定地は既存擁壁からの距離も離れており、本開発事業による崩落の影響はない」との見解が示されました。十一月には土木事務所より急傾斜地崩壊危険区域内行為許可書の交付を受け、現在、本市あて、開発行為許可申請及び宅地造成に關する工事の許可申請書が提出されています。

この陳情で述べられている開発計画と工事全般に關して厳正な審査と指導を求めることについては、申請された内容が關係法令の許可基準に適合しているか慎重に審査を行っているところであり、また、工事後も適正な施工がなされるように定期的点検を求めることについては、法令により開発事業者が定める現場管理者が日常的な工事の管理を行うが、市としても、法令に基づき一定規模以上の擁壁工事、盛り土工事について、施工状況を明らかにした資料の提出を求め、現地で立ち合い検査等を行うなど適切に対応していくことになっています。

本市における当該開発計画の対応を踏まえ審査した結果、陳情者の急傾斜地の宅地造成工事による土砂崩落の心配はもつともなことであり、開発許可はこれからであるものの、陳情の趣旨に沿った本市の対応が必要であることから、建設常任委員会及び本会議において、総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】
◇鎌倉市が斉藤建設を告発するよう尽力することを求めることについての陳情

鎌倉市事務分掌条例の改正に伴い、常任委員会の所管事項について所要の整備を図るものについて、本市あて、開発行為許可申請及び宅地造成に關する工事の許可申請書が提出されています。

請及び宅地造成に關する工事の許可申請書が提出されています。

この陳情で述べられている開発計画と工事全般に關して厳正な審査と指導を求めることについては、申請された内容が關係法令の許可基準に適合しているか慎重に審査を行っているところであり、また、工事後も適正な施工がなされるように定期的点検を求めることについては、法令により開発事業者が定める現場管理者が日常的な工事の管理を行うが、市としても、法令に基づき一定規模以上の擁壁工事、盛り土工事について、施工状況を明らかにした資料の提出を求め、現地で立ち合い検査等を行うなど適切に対応していくことになっています。

本市における当該開発計画の対応を踏まえ審査した結果、陳情者の急傾斜地の宅地造成工事による土砂崩落の心配はもつともなことであり、開発許可はこれからであるものの、陳情の趣旨に沿った本市の対応が必要であることから、建設常任委員会及び本会議において、総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】
◇鎌倉市が斉藤建設を告発するよう尽力することを求めることについての陳情

鎌倉市事務分掌条例の改正に伴い、常任委員会の所管事項について所要の整備を図るものについて、本市あて、開発行為許可申請及び宅地造成に關する工事の許可申請書が提出されています。

この陳情で述べられている開発計画と工事全般に關して厳正な審査と指導を求めることについては、申請された内容が關係法令の許可基準に適合しているか慎重に審査を行っているところであり、また、工事後も適正な施工がなされるように定期的点検を求めることについては、法令により開発事業者が定める現場管理者が日常的な工事の管理を行うが、市としても、法令に基づき一定規模以上の擁壁工事、盛り土工事について、施工状況を明らかにした資料の提出を求め、現地で立ち合い検査等を行うなど適切に対応していくことになっています。

本市における当該開発計画の対応を踏まえ審査した結果、陳情者の急傾斜地の宅地造成工事による土砂崩落の心配はもつともなことであり、開発許可はこれからであるものの、陳情の趣旨に沿った本市の対応が必要であることから、建設常任委員会及び本会議において、総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】
◇鎌倉市が斉藤建設を告発するよう尽力することを求めることについての陳情

教育委員会委員

今定例会に、市長から教育委員会の委員の選任に關する議案が提出され、議会では多数の賛成により同意しました。

選任された方は、次のとおりです。

藤原敬子氏（梶原在住）

任期は平成十八年三月二十二日から平成二十二年三月二十一日の四年間です。

【訂正】 第百九十二号の記事「助役人事」の中で、両氏とも、任期は平成十七年十二月六日からとあるのは、平成十七年十二月七日の誤りでした。

編集後記

現在の委員による編集となつて、はや一年を迎えます。

これまでの議会広報の紙面について、より分かりやすくするために努力してきましたが、現在、改めて検討をおこなっているところです。

議会広報委員会				
委員長	萩原 栄枝	委員長	萩原 栄枝	
副委員長	納所 輝次	副委員長	納所 輝次	
委員	久坂 くにえ	委員	久坂 くにえ	
委員	高野 洋一	委員	高野 洋一	
委員	前川 綾子	委員	前川 綾子	
委員	原 桂	委員	原 桂	
委員	高橋 浩司	委員	高橋 浩司	

音声版・点訳版かまくら議会だよりのご案内

鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、かまくら議会だよりの音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご利用希望の方は、お申し出ください。

お問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

議会事務局議事調査担当

電話：0467(23)3000 内線2448

FAX：0467(23)5825

Eメール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp